

下水道河川局において行う公開見積合せの事務手続き

令和6年12月4日下水道河川局長決裁

令和7年8月19日一部改正

札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁。以下「取扱要領」という。）第23条ただし書きの規定に基づき、公開見積合せの執行課として指定を受けた部庶務担当課において行う公開見積合せの事務手続きについては、別に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1 用語の定義

この事務手続きにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 仕様書等 調達内容（契約条件を含む。）を詳細に記した文書、図面その他の書面（電磁的記録を含む。）をいう。
- (2) 参加資格者 札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領（平成14年9月18日財政局理事決裁。以下「審査要領」という。）第9条第1項の名簿（以下「札幌市競争入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者をいう。
- (3) 公開見積合せ 札幌市契約規則（平成4年3月24日規則第9号）第19条に規定する随意契約によることができる場合にあって、見積書を徴取する相手方を特定せず、仕様書等を札幌市公式ホームページの下水道河川局入札・契約等情報のページ内（以下「局ホームページ」という。）に一定期間公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方法をいう。
- (4) 購入等 購入、製造の請負、借受け又は修繕（改造を含む。）をいう。
- (5) 直接購入等 札幌市下水道事業会計規則（平成11年3月26日規則第29号）第84条の規定に基づき、市長が指定する範囲内で課長等が自ら又は部庶務担当課長（経営企画課長又は下水道計画課長をいう。以下同じ。）に請求して行う物品の購入等をいう。
- (6) 直接購入等物品 直接購入等を行うことができる物品をいう。

2 公開見積合せの範囲

次の各号に掲げる範囲について、公開見積合せを行うことができる。

- (1) 予定価格が10万円以上100万円以下の物品の購入。ただし、予定価格が50万円以上にあつては、市長が品目による指定をした直接購入等物品に限る。
- (2) 予定価格が10万円以上200万円未満の物品の製造の請負。ただし、予定価格が50万円以上にあつては、市長が品目による指定をした直接購入等物品に限る。
- (3) 予定価格が10万円以上80万円以下の物品の借受け。ただし、予定価格が50万円以上にあつては、借受期間が3月以上であつて、かつ、単年度契約である自動車の借受けを除く。
- (4) 予定価格が10万円以上100万円以下の物品の修繕
- (5) 予定価格が10万円以上100万円以下の役務の調達

3 公開見積合せの執行に係る伺

- (1) 課長等は、物品の購入等（直接購入等に限る。以下同じ。）又は役務の調達に係る随意契約の手続きのうち、その性質又は目的から公開見積合せによることが適当であると認めるものについて、経理上の手続きを経て、仕様書等を含む関係書類を部庶務担当課長に送付し、公開見積合せの執行を依頼することができる。

- (2) 公開見積合せの執行に係る伺（以下「第1次伺」という。）は、指名見積合せの例による。

4 公開見積合せの参加資格

- (1) 公開見積合せに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に定める参加資格者とする。
- ア 物品の購入又は製造の請負にあつては、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「製造業」又は「卸小売業」に登録のある者
 - イ 物品の借受けにあつては、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録のある者
 - ウ 物品の修繕にあつては、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「製造業」、「卸小売業」又は「一般サービス業」に登録のある者
 - エ 役務の調達にあつては、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」に登録のある者。ただし、契約の性質又は目的によって、札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」に登録のある者としてすることができる。
- (2) 前号の規定にかかわらず、部庶務担当課長は、必要に応じて、次に掲げる事項を参加資格として定めることができる。
- ア 物品の購入等にあつては、取扱要領第41条に掲げる事項
 - イ 役務の調達にあつては、取扱要領第85条に掲げる事項
 - ウ その他部庶務担当課長が特に必要であると認めるもの
- (3) 前号の規定に基づき参加資格を定める場合は、第1次伺において、契約締結専決権者の決裁を受けるものとする。
- (4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、次に掲げる者は公開見積合せに参加することができないものとする。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等の経営状態が著しく不健全な者
 - ウ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁。以下「措置要領」という。）に基づく参加停止の措置を受けている期間中の者
- (5) 事業協同組合等の構成員が構成員単独で公開見積合せの参加を希望している場合は、当該構成員が属する事業協同組合等は同一案件に参加できないものとする。

5 公開見積合せの期間

- (1) 公開見積合せの期間（以下「見積期間」という。）は、原則として、毎週火曜日10時を開始日時とし、翌週木曜日15時を見積書提出期限として行うものとする。
- (2) 前号に規定する見積期間のうち土曜日及び日曜日を除く日に札幌市の休日を定める条例（平成2年6月15日条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）がある場合は、開始日から起算して8開庁日目の15時を見積書提出期限とする。ただし、開始日に該当する火曜日が休日の場合は、翌日の10時を開始日時とし、その日から8開庁日目の15時を見積書提出期限とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、火曜日から翌週金曜日までのうち土曜日及び日曜日を除く日に休日が2日以上あるとき及び年末年始は公開見積合せを行わないものとする。また、経営企画課長が別途定める週は、公開見積合せを行わないことができる。

6 公開見積合せの方法

- (1) 公開見積合せは、仕様書のほか必要な事項を局ホームページに掲載して公告する方法により行うものとする。

- (2) 参加者は、前号に定める見積期間中に、持参又は送付により見積書を提出するものとする。

7 公開見積合せの中止

見積期間中、次のいずれかに該当するときは、当該案件の公開見積合せを中止することができる。
この場合、その旨を局ホームページに掲載するものとする。

- (1) 仕様書等の内容に不備があったもの
- (2) 公開見積合せの執行依頼のあった課長等から中止の依頼があったもの
- (3) その他部庶務担当課長が競争性又は公平性に欠ける事情があると判断したもの

8 見積書の開披

- (1) 参加者から提出された見積書は、第5項に定める見積期間最終日の15時以降、一般競争入札の例により開披し、予定価格の制限の範囲内で有効に見積もった者のうち、最低の価格を提示した者を契約予定者として決定するものとする。
- (2) 見積の無効及び契約予定者の決定については、一般競争入札の例による。
- (3) 予定価格の制限の範囲内での有効な見積がないときは、一般競争入札の例により、2回を限度に再度の見積合せを行い、契約予定者を決定することができる。
- (4) 前3号の規定による契約予定者が、第4項に基づく参加資格を有しないと認められるときは、見積を無効とし、次点の者を契約予定者とするすることができる。

9 契約の相手方の決定

- (1) 契約の相手方の決定(第2次伺)は、指名見積合せの例による。
- (2) 前号の契約の相手方の決定に際し、契約予定者が次に掲げる事由により契約の相手方として不適当であると認められたときは、見積を無効とし、次点の者を契約予定者とするすることができる。
 - ア 経営状態が著しく不健全その他の事由により、契約の履行が全く見込めないとき
 - イ 措置要領に基づく参加停止の措置を受けることとなったとき
 - ウ その他契約を締結し難い重大な事由があるとき
- (3) 第1号の規定により契約の相手方を決定したときは、速やかに契約書を取り交わし、又は請書を徴するものとする。ただし、契約書及び請書を省略できる場合を除く。

10 結果の公表について

前項の規定により契約の相手方を決定したときは、速やかに当該公開見積合せの入札等執行調書を、局ホームページに掲載するものとする。

附 則

この手続きは、令和7年4月1日以降に仕様書等の公開を行うものから適用する。